平成２５年（フ）第６１号
宮城県角田市角田字寺前123番地１
債務者　山下　裕美
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第９３号
宮城県大崎市古川栄町13番１－５号　古川栄町住宅28号、従前の住所宮城県大崎市古川穂波４丁目10番17号　古川西荒井住宅14号
債務者　渡根　　肇
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
茨城県稲敷市江戸崎甲2658番地１
債務者　飯野　芳樹
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２７号
茨城県取手市井野１丁目１番９―203号、前住所茨城県取手市台宿２丁目27番20号
債務者　大久保君子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
茨城県龍ケ崎市南中島町150番地３　セジュールスギヌマ105号室、前住所神奈川県相模原市中央区相模原３丁目１番８号　第２中村ビル302
債務者　鈴木奈緒美（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
長野市大字高田336番地１　中村ビルアパート２Ａ
債務者　山本　陽一
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５４５号
兵庫県尼崎市大物町１丁目10番３号　コーポ・イバヤシ201号
債務者　内村　　篤
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７３号
佐賀県鳥栖市宿町1441番地１　レオパレス恵比須106
債務者　熊迫　　守
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１０号
沖縄県那覇市三原２丁目23番13号
債務者　川満　恵繁
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１０７号
青森県弘前市大字桔梗野２丁目５番地17　コーポグリーン桔梗野８号
債務者　白戸　　広
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１０８号
青森県弘前市大字桔梗野２丁目５番地17　コーポグリーン桔梗野８号
債務者　白戸千賀子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１１９号
青森県弘前市大字城西２丁目６番地16
債務者　伊藤　大子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１２４号
青森県弘前市大字八幡町２丁目１番地１　松宮住宅北棟
債務者　赤石　秋裕
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第４６０号
千葉県柏市増尾６丁目20番21号　幸谷ハイツＣ―101号
債務者　佐々木久仁子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４７８号
千葉県松戸市秋山437番地の33
債務者　森　志之武
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４８４号
千葉県柏市戸張1021番地の36
債務者　秦　　広美
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部